

令和4年 1月 20日

石垣市商工会長 殿

郵便番号 : 907-0013
事業所所在地 : 石垣市浜崎町1-1-4
事業者名 : エステサロン花子
代表者役職 : 代表者
代表者氏名 : 商工 花子 (印)

いしがき持続化応援補助金【創業支援枠】に係る申請書

いしがき持続化応援補助金【創業支援枠】の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

申請書類の記載内容は真実であり、かつ当社は、いしがき持続化応援補助金創業支援枠の交付を受ける者として、公募要領に定める「暴力団・暴力団員又はそれらに準ずる者及び団体」に該当しません。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異論は一切申し立てしません。また、申請に当たっては、公募要領を確認し、その内容を十分理解しています。

記

- ・経営計画書及び補助事業計画書（様式2号）
- ・補助金交付申請書（様式3号）

●その他必要書類

◇法人の場合：①現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書

②補助対象経費に係る請求書及び支払証明書（領収書・振込明細など）の写し

③補助対象経費に係る画像（購入した機械の写真など）

◇個人事業主の場合：①開業届

②補助対象経費に係る請求書及び支払証明書（領収書・振込明細など）の写し

③補助対象経費に係る画像（購入した機械の写真など）

◇許認可が必要な業種の場合：許認可等のコピー

(公募要領様式第2-1号)

経営計画書及び補助事業計画書【創業支援枠】

事業所名： エステサロン花子

＜応募者の概要＞

(フリガナ) 名称 (商号または屋号)		(エステサロンハナコ) エステサロン花子										
法人番号 (13桁) ※1		な	し									
自社ホームページのURL (無い場合は「なし」と記載)		なし										
主たる業種		【以下のいずれか一つを選択してください】 ① (☒) 商業・サービス業 (製造業・卸業・小売業・飲食業・建設業・不動産業・サービス業等) ② () 農業者 ③ () 水産業者										
常時使用する従業員数		0人		※常時使用する従業員がいなければ、「0人」と記入してください。								
資本金額 (会社以外は記載不要)		万 円		設立年月日		平成31年 1月 1日						
連絡担当者※2	(フリガナ) 氏名	(ショウコウ ハナコ) 商工 花子		役職		代表者						
	住所	(〒907-0013) 石垣市浜崎町 1-1-4										
	電話番号	0980-82-2672		携帯電話番号		090-1234-5678						
	FAX 番号	0980-83-4369		E-mail アドレス		info@i-syokokai.or.jp						

- ※1 法人の場合は、法人番号を記載してください。個人事業主は「なし」と明記してください。
マイナンバー (個人番号 (12桁) は記載しないでください)
- ※2 補助金事務局からの書類の送付や必要書類の提出依頼等の電話・メール連絡は、すべて「連絡担当者」宛てに行います。補助金の申請内容や実績報告時の提出書類の内容について、責任を持って対応できる方を記載してください。電話番号または携帯電話番号は必ず記入をお願いします。
FAX 番号・E メールアドレスも極力記入してください。
- ※3 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少に関する売上 (事業収入) を確認できる売上台帳等 (写し) を提出してください。

<経営計画書>【必須記入】

<経営計画書><補助事業計画書> <支出経費の明細等>は最大3枚程度までとしてください。

1. 企業概要

(1) 企業概要

令和3年1月開業

お客様にフェイシャル・ボディケア・まつ毛エクステーションの施術、化粧品、サプリ販売を行う美容に関するトータルアシストサロンを営んでいます。容姿だけでなく、美容をきっかけに人生を変えるお手伝いを行っています。

(2) 事業内容

①営業時間・定休日

営業時間：9時～21時

お仕事帰りにゆっくりされたい方、朝一番にフェイシャルケアをされたい方など幅広くご利用してもらえるよう営業時間を長く設定しています。

定休日：日曜日

②商品・サービスの紹介

- ・まつ毛エクステーション 3,000円
- ・ボディトリートメント 5,000円～
- ・フェイシャルケア 3,000円～
- ・化粧品、サプリメント販売 1,000円～

③売上状況

	エステ売上	化粧品販売	合計
令和3年	200万円	100万円	300万円

④メインの客層について

市在住30代女性を中心にフェイシャル・体の疲れを癒すリラックスを求めたお客様が至福の時間として利用しています。

(2) 自社の強みについて（顧客から評価されている点）

①エステに関する講習会を従業員全員が受けているのでサービスの質が高い

お客様の体質や肌質、お悩みを明確化させコースを提案できるように、全スタッフが講習を受けているので、人体構造から東洋医学、気質学などを取り入れた提案及び施術が可能です。

②お客様一人ひとりカウンセリングから実施して最適な施術メニューを提案できる

カウンセリングにてお客様の悩みだけでなく、話を聞くスタイルは、エステの真髄であるため、とても大切にしています。

③アフターケアがしっかりしているので、リピーター（固定客）がついている

気質学や施術で感じたことを取り入れたアフターケア書を 20 パターン作成しており、リピーター（固定客）を飽きさせないように取り組んでいます。

④東洋医学を美容に変換させた当店独自の施術を行っている

沖縄では珍しい東洋医学を取り入れたボディトリートメント（鍼灸）を実施しています。

⑤沖縄オーガニックコスメを販売している（独占）

世界が認めるエコサート（認証機関）を通過したオーガニックコスメを当店独占販売しています。化粧品の購入目的で来店されるお客様もいます。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響について（現状と課題について）

新型コロナウイルス感染症の影響により、開業当初より売上目標が達成出来ず、厳しい経営状況となっている。新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越え、事業継続を図るため新たな手を打つ必要に迫られていると感じています。

よって、新メニューとして、「ダイエットメニュー」を創設し、ターゲット層（40 代、50 代の女性）を広げていくことで、売上獲得につなげていきたいと考えています。

<補助事業計画書>

1. 販路開拓等（生産性向上）及び感染防止対策の取組内容

(1) ダイエットメニュー専用機器の導入

新規顧客を獲得していくために新たに「ダイエットメニュー」を創設するにあたり、業務用機械（インキュアティーバプロ）を導入する。

現在所有している機器では不可能であった「痩身コース」を新しく創設することで、ターゲット層を広げていくことが可能である。

機械購入費：20 万円

(2) 「ダイエットメニュー」を発信していくためのHPの制作

エステメニュー、ダイエットメニューを掲載したHPを制作し、且つオンラインで予約管理できる仕組みを構築して、石垣市内の40代・50代の女性に向けて情報発信の強化を図っていく。

HP 製作費：20 万円

2. (1) 開業1年目の売上見込額

「痩身コース」の創設により、サービスメニューを増やすことが出来、新規顧客（40代、50代女性）の獲得につながることが期待できる。

また、今まで積み上げてきたカウンセリング技術を活かし、且つ東洋医学から見た「痩身」に関する技術の提供を行っていくことが可能である。

	エステ売上	化粧品販売	ダイエット売上	合計
令和3年	200 万円	100 万円	0 万円	300 万円

(2) 開業2年目の売上見込額

	エステ売上	化粧品販売	ダイエット売上	合計
令和4年	300 万円	150 万円	180 万円	630 万円

価格設定：「痩身コース」@5 万円とする

令和4年：@5 万円×月3名×12ヶ月＝180 万円

(3) 開業3年目の売上見込額

	エステ売上	化粧品販売	ダイエット売上	合計
令和5年	400 万円	200 万円	300 万円	1,100 万円

価格設定：「痩身コース」@5 万円とする

令和5年：@5 万円×月5名×12ヶ月＝300 万円

<支出経費の明細等>

経費区分	内容・必要理由	経費内訳（単価×数）	補助対象経費 (税抜・税込)
①機械装置等費	痩身メニュー創設のための 機械導入	200,000×1 台	200,000
②広報費	エステ、痩身メニューPR のためのHP制作	制作一式 200,000	200,000
補助対象経費			400,000

※補助金の上限は30万円となります。

令和4年 1月 20日

石垣市商工会長 殿

郵便番号 : 907-0013
事業所所在地 : 石垣市浜崎町 1-1-4
事業所名 : エステサロン花子
代表者役職 : 代表者
代表者氏名 : 商工 花子 (印)

いしがき持続化応援補助金【創業支援枠】
交付申請書

いしがき持続化応援補助金交付規程第6条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について、下記の通り申請します。

1. 補助事業の目的及び内容
補助事業計画書のとおり

2. 補助事業交付決定日
交付決定日 : 令和4年 1月 28日

3. 補助対象経費
補助事業計画書のとおり

4. 補助金交付申請額
補助事業計画書のとおり

5. 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項（該当するものに○）
(1) あり / (2) なし

6. 消費税の適用に関する事項（該当するものに○）
(1) 課税事業者 / (2) 免税事業者 / (3) 簡易課税事業者
* 消費税の区分によって、補助対象経費の算定方法が異なります。